

○宮崎大学大学院教育学研究科・附属学校教育実習連絡会議規程

平成 21 年 8 月 5 日
制 定

改正 平成 22 年 9 月 24 日 平成 26 年 3 月 4 日
平成 28 年 4 月 20 日 令和 2 年 2 月 19 日
令和 2 年 6 月 15 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科に、附属学校で実施する「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的方針の決定及び連絡調整を図るために、教育学部・教育学研究科及び附属学校園より構成される宮崎大学大学院教育学研究科・附属学校教育実習連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 連絡会議は、「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的方針に関すること。
- (2) 「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的計画及び運営に関して、教育学研究科と附属学校間の連絡調整に関すること。
- (3) その他「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 専門職学位課程統括長
- (3) 附属学校園統括長
- (4) 教育学部教育実習運営委員会委員長
- (5) 教育学研究科教育実習専門委員会第 1 部会長
- (6) 教育学研究科教育実習専門委員会細則第 3 条第 2 号から第 4 号に定める委員のうち研究者教員 1 人
- (7) 教育学研究科教育実習専門委員会第 1 部会の実務家教員 2 人
- (8) 附属小学校及び中学校長
- (9) 附属小学校及び中学校教頭
- (10) 附属小学校及び中学校主幹教諭
- (11) その他教育学研究科長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 6 号、第 7 号及び第 11 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第 5 条 連絡会議に議長及び副議長 1 人を置き、議長は第 3 条第 1 号、副議長は第 3 条第 2 号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、連絡会議を招集し、主宰する。
- 3 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 連絡会議が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 連絡会議の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月15日から施行する。